

# 兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）の手続き対象となる行為一覧

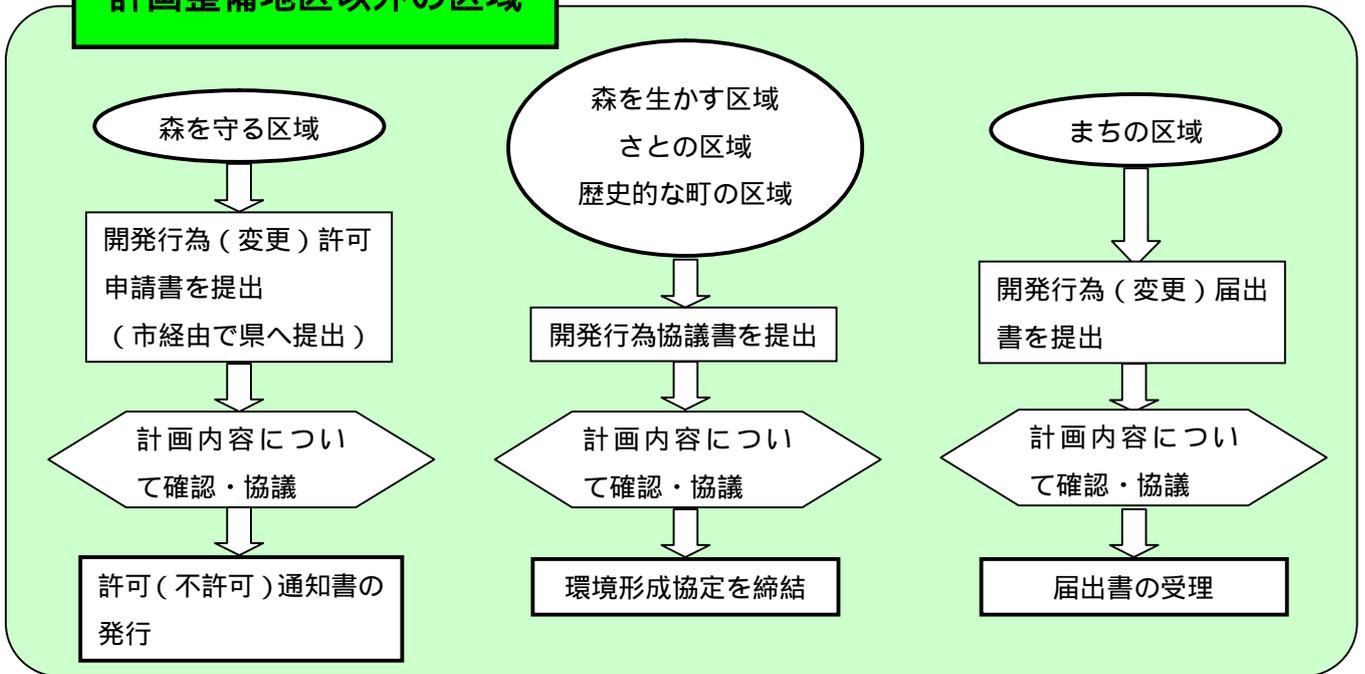
必要な手続き、対象種別及び規模 1	緑条例で定められている区域（市全域）				
	計画整備地区以外の区域			計画整備地区	
	森を守る区域	森を生かす区域 さとの区域 歴史的な町の区域	まちの区域	国道176号沿道地区整備計画区域	野中、日置、黒田、野間、乗竹、味間奥地区
対象種別	開発行為			開発行為及び建築行為 2	開発行為及び建築行為
対象規模	500㎡以上 3			全て 2	全て
必要な手続き	許可申請 （市を経由し 県へ申請）	協議 （3,000㎡未満は 市で協議、 3,000㎡以上は 市経由で県民局に て協議）	届出 （3,000㎡未満は 市へ届出、 3,000㎡以上は 市経由で県民局 へ届出）	届出 （市へ届出）	

- 1 手続き書類等については篠山市景観室緑条例ホームページ及び兵庫県緑条例ホームページをご参照ください。また、区域図については兵庫県緑条例ホームページにて公開されています。
- 2 国道176号沿道地区整備計画区域の届出対象について、以下の行為は適用除外となります。
  - ・開発行為...自己居住用の戸建住宅で開発面積が1,000㎡未満や、農林業用建築物で開発面積が500㎡未満の建築を目的とする開発行為
  - ・建築行為...自己居住用の戸建住宅又は農林業用建築物で、建築面積が300㎡未満
- 3 計画整備地区以外の区域の届出対象について、以下の行為は適用除外となります。
  - ・自己居住用の建築物の建築を目的とする開発行為
  - ・非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
  - ・通常の管理行為、軽易な行為等

開発行為とは、都市計画法第4条第12項に係る行為を指します。

# 緑条例の処理フロー

## 計画整備地区以外の区域



## 計画整備地区

